

⑨福祉の就職総合フェア 2011～就職相談会～を開催

福祉職場への就職希望者を対象に、求人者との就職相談や面談、その他求人情報の提供を行います。

日時 6月12日(日) 午後1時～3時30分
受付：午後0時30分～3時

会場 茨城県総合福祉会館 3階・4階
(水戸市千波町1918)

参加施設 現在職員を募集中または、平成24年3月卒業予定者の採用予定のある社会福祉施設・団体および介護支援事業所等48事業所

※事前申込み・予約は不要です。当日会場にて受け付けます。

※駐車場は、限りがありますので、当日はなるべく公共の交通機関をご利用ください。

問 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
Tel 029-244-4544

⑩東洋陶磁の華(茨城県陶芸美術館)

陶芸美術館で筑波大学石井コレクションの陶磁器約100点を紹介する展覧会を開催します。地域に貢献したいという筑波大学の思いと、美術を学ぶ学生に展覧会に関わる機会を提供したいという陶芸美術館の思いから実現したもので、中国の宮廷のために焼かれた磁器から日本の古久谷、柿右衛門など多彩な東洋陶磁の世界を紹介します。

筑波大学の学生が運営に携わり、5月下旬以降は見る人が参加できる仕掛けも用意されています。ぜひ、ご覧ください。

期間 6月19日(日)まで(月曜休館)

時間 午前9時30分～午後5時

観覧料 一般700円

高大生500円

小中生250円

問 茨城県陶芸美術館 Tel 0296-70-0011
笠間市笠間2345 笠間芸術の森公園内

⑪メンタルヘルス対策支援センターをご活用ください

働く人の6割が「こころの疲れ」を感じる中、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約3割です。

「取り組み方がわからない」「専門スタッフがいらない」等について専門スタッフ(精神科医・産業カウンセラー等)が無料で助言・支援します。

ぜひ、ご活用ください。

・訪問支援

専門スタッフ(産業カウンセラー等)が職場を訪問し、メンタルヘルス体制づくり、職場復帰支援等について、助言・支援します。管理・監督者研修も各事業場1回実施することができます。

・相談

専門スタッフが勤労者本人とその家族、上司・同僚等および企業の労務担当者等を対象に「働く人の心の健康相談室」を開設しています。(月曜日と金曜日の午後1時～5時、祝日・年末年始等を除く)

問 メンタルヘルス対策支援センター
Tel 029-300-6030(午前9時～午後5時)
ホームページ
<http://www.ibaraki-sanpo.jp/mental-sien/>

⑫フリーマーケット開催のお知らせ

～売りたい方も買いたい方も大歓迎～

家庭で眠っている日用品や衣類など、使わなくなったものをもう一度生かしてみませんか。家庭菜園の採れたて野菜、規格外の野菜、お米、花苗なども大歓迎です。

売るのも買うのも見るのも楽しいフリーマーケットにお気軽にお出かけください。

日時 6月11日(土)午前9時～午後2時
雨天の時は6月12日(日)

場所 友部公民館前広場

出店方法 当日午前8時30分から受付

※小中学生は保護者同伴のこと

参加料 一区画あたり500円

問 ごみを考える会 菊地
Tel/FAX 0296-77-5028

⑥地盤に係る住家被害認定の運用見直しについて

現在の住家被害認定の調査・判定方法については、千葉県浦安市や本県神栖市等で多く見られる東日本大震災の地盤の液状化による住家被害の実態を捉えていないという指摘がありました。

このため、内閣府では今回の災害における液状化被害等の実態を踏まえ、地盤被害に伴う傾斜(床・基礎を含む)および潜り込みに係る住家の被害認定を追加することになりました。

1. 傾斜による判定の追加(基礎と柱が一体的に傾く(不同沈下)の場合)

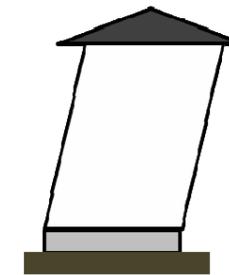
基礎・床も含めた傾斜の場合は以下により判定

1/20≦四隅の傾斜の平均 ⇒ 全壊(従来通り)

(1/20とは:1mの垂直高さに対する5cmの水平方向のズレ)

1/60≦四隅の傾斜の平均<1/20 ⇒ 大規模半壊(新規)

1/100≦四隅の傾斜の平均<1/60 ⇒ 半壊(新規)



※傾斜による判定の追加は、液状化等により「基礎と柱が一体的に動く(不同沈下)の場合」が対象となり、笠間市内で多く見られる柱のみの傾斜は、従来どおりの判定となります。

2. 住家の基礎等の潜り込みによる判定の追加

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況により判定

潜り込み量	被害の程度
床上1mまで	全壊
床まで	大規模半壊
基礎の天端下25cmまで (雨が降ると恒常的に床下浸水する)	半壊



※敷地の沈下分については潜り込み量に含めないこととされています。

問 市民活動課(内線134)

⑦平成23年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

平成23年度の労働保険年度更新において、東日本大震災による被災県である茨城県内の事業場は、「平成23年厚生労働省告示第66号」により、法定申告・納付期限が延長されていますが、通常申告が可能な事業主の方は、**従来どおり7月11日(月)までに申告・納付を行ってください。**なお、延長後の法定納付期限は、後日、告示により周知される予定です。

問 茨城労働局労働保険徴収室
Tel 029-224-6213
ホームページ
<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

⑧茨城県弁護士会「無料法律相談」のお知らせ

茨城県弁護士会では、震災に関する無料法律相談を実施しています。

①電話での無料相談

電話番号 029-222-7072
029-222-7073

時間 平日の午前10時～午後4時

②面談での無料相談

※予約制ですので、場所・時間の確認を含め、事前にお電話ください。

会場 水戸法律相談センター
予約番号 029-227-1133

問 茨城県弁護士会 Tel 029-221-3501
ホームページ <http://ibaben.or.jp/>

④ページ 健康・医療・介護・育児など24時間年中無休無料で相談が受けられます。
かさま健康ダイヤル24

「申」は申込み先、「問」は問合せ先の略です。 **③ページ**